

見附市告示第55号

見附市まちなか賑わい事業支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市まちなか賑わい事業支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市まちなか賑わい事業支援補助金交付要綱（平成19年見附市告示第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「平成19年総務省告示第618号」を「統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められたもの」に改める。

第4条の表空き店舗活用支援事業の部店舗改装費（出店者が行う内装工事費、外装工事費、給排水工事及び電気工事等に係る経費。ただし、当該店舗と一体的ではない什器、備品の購入に係る経費は除く。）の款（1）特定業種の項補助率の欄中「200万円」を「100万円」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。